

議案第 30 号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和 54 年 12 月条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 8 号の次に次のように加える。

(8)の 2 法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	2 万 7, 000 円
--	-------------------	--------------

別表の第 12 号の次に次のように加える。

(12)の 2 法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	16 万円
---	------------------	-------

別表の第 13 号中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 4 項各号」に改め、同表の第 15 号の 4 の次に次のように加える。

(15)の 5 法第 58 条第 2 項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	16 万円
--	---------------------------	-------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。